

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、告示された事項に変更があった旨の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 24 日

一宮市長 中野 正康

記

1 変更に係る団体の名称

東割田町内会

2 変更があった事項

目的

3 変更の内容

以下のとおり、規約第 1 条 目的を変更する。

第 1 条 東割田町内会（以下本会）は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の親睦、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡や親睦に関すること。
- (2) 住み良い環境をつくるため、防犯、防災、交通安全、美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) その他目的達成に必要なこと